

全建事発第 008 号

平成 28 年 4 月 7 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会 長 近 藤 晴 貞

〔公 印 省 略〕

東日本大震災に伴う公共工事の前金払の特例の取扱い等について

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、東日本大震災の被災地域における公共工事の円滑かつ適正な施工の確保を図ることを目的とした被災地域における公共工事の前金払の特例の継続等について、別添のとおり国土交通省より通知がありましたので、お知らせいたします。

平成 28 年度におきましては、東日本大震災の被災地域における特例について、岩手県、宮城県及び福島県において施工される国土交通省直轄工事で継続されることとなりました。

特例の内容は、東日本大震災の被災 3 県（岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村区域）における国発注工事について、前金払の割合を請負金額の 10 分の 5 以内とすること（原則は請負金額の 10 分の 4 以内）、中間前金払の対象となる工事を請負金額 300 万円以上の工事とすること（原則は請負金額 1,000 万円以上かつ工期 150 日以上工事）となっております。

つきましては、必要に応じて会員企業に周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、地方公共団体における特例取扱いについては、本通知を受けて、関係公共団体において所要の検討がなされるものと承知しています。

【添付書類】

別添：東日本大震災に伴う公共工事の前金払の特例の取扱い等について（通知）

4 月 1 日付け国土交通省報道発表資料

担当）事業部事業第二課 中森

電話：03－3551－9396

FAX：03－3555－3218

メール：jigy@zenken-net.or.jp